

新潟県選挙管理委員会規程第21号

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年12月25日

新潟県選挙管理委員会委員長 長津 光三郎

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

新潟県選挙管理委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成17年新潟県選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| (電子情報処理組織による申請等) 第4条 (略) 2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。 (1) (略) (2) <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>署名用電子証明書</u> (3) (略) 3～6 (略) 7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。 (1) (略) (2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>署名用電子証明書</u> を送信するとき。 当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項 (3) (略) | (電子情報処理組織による申請等) 第4条 (略) 2 電子申請等を行う者は、入力する事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 ただし、委員会が定める申請等については、この限りでない。 (1) (略) (2) <u>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律</u> （平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する <u>電子証明書</u> (3) (略) 3～6 (略) 7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるとときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができます。 (1) (略) (2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる <u>電子証明書</u> を送信するとき。 当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項 (3) (略) |

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。